

京田辺市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、京田辺市地域公共交通活性化協議会規約第12条第4項の規定に基づき、京田辺市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 協議会の会議に関すること。
- （2） 協議会の資料作成に関すること。
- （3） 協議会の庶務に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

（職員等）

第3条 事務局長は、京田辺市建設部長をもって充てる。

2 事務局次長は、京田辺市建設部副部長をもって充てる。

3 事務局員は、京田辺市建設部交通政策担当課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1） 事務局の運営に関すること。
- （2） 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3） 物品及び現金の出納に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、京田辺市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の名称、形状、寸法、使用区分、保管者及び個数は、別

表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、京田辺市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月26日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	寸法	使用区分	保管者	個数
京田辺市 地域公共交通 活性化協議会 会長印	正方形 京田辺市地 域公共交通 活性化協議 会会長之印	ミリ平方 24	会長名をもって する文書	事務局長	1